

最高裁秘書第 853 号

平成 31 年 2 月 22 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成 30 年 12 月 25 日付け（同月 26 日受付、最高裁秘書第 5448 号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

「食堂の飯は案外美味かった。不味いって言う奴は第三者の意見に乗っかって食堂行ってない奴。自分の目で判断すること大事。」という趣旨の記載がある、
72 期導入修習時の修習日誌

2 開示しないこととした理由

1 の文書の在否を答えることは、不開示情報である個人識別情報（行政機関情報公開法（以下「法」という。）第 5 条第 1 号前段に相当）又は公にすると個人の権利利益を害するおそれがある情報（法第 5 条第 1 号後段に相当）及び公にすると司法修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法第 5 条第 6 号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）